

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 3 月 17 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1600365号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1600162号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月13日の標準賞与額を35万円に訂正することが必要である。

平成17年7月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和42年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月13日

A社において、請求期間に賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「平成17年賃金台帳」(写)及び事業主の回答から、請求者は、請求期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記「平成17年賃金台帳」(写)により確認できる賞与額から、35万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務

所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600358 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1600038 号

第1 結論

昭和 52 年 7 月から昭和 58 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 24 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 52 年 7 月から昭和 58 年 3 月まで

請求期間について、私は、A 社を退職した昭和 52 年 7 月に、B 市役所において国民年金への切替手続を行った。また、C 市に引っ越しした昭和 54 年 7 月に、D 地区にあった C 市役所の出張所において、国民年金の住所変更の手続を行った。

請求期間の国民年金保険料は、B 市役所及び C 市役所から送られてきた納付書により、3か月ごとに金融機関で納付した。

請求期間が未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、会社を退職した昭和 52 年 7 月に B 市役所において厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、i) 請求者が所持する国民年金手帳の住所欄において、請求者が同年 7 月当時居住していた B 市の住所が記載されていない上、その後に居住した C 市の住所については、昭和 62 年 6 月 28 日に住所変更した記載となっていること、ii) 同手帳の被保険者資格の記録欄において、請求期間に係る請求者の資格の取得（昭和 52 年 7 月 1 日）及び喪失（昭和 58 年 4 月 1 日）の日付の上に、「C 市」の押印が確認できることから、当該切替手続は、昭和 62 年 6 月以降に C 市で行われたものと推認され、請求者の主張と一致しない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料は、B 市役所及び C 市役所から送られてきた納付書により納付したと主張しているが、オンライン記録によると、請求者の当該期間に係る国民年金の被保険者資格の取得及び喪失についての記録は、昭和 63 年 5 月 24 日に遡って処理されていることが確認できることから、当該時点において、当該期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の

国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1600352号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1600163号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月

私は、派遣社員として在籍していたA社から、請求期間において、銀行振込により賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録が無い。

調査の上、請求期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正し、年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、A社から銀行振込により賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたと主張している。

しかしながら、A社の元代表取締役2名及び同社の分割先の事業所に照会したものの、当時の資料等を得ることができない上、請求者も、請求期間に係る賞与明細書及び当時の預金通帳を所持しておらず、さらには、振込先金融機関名及び口座番号については不明であると陳述していることから、当該期間において請求者に賞与が支払われた事実、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求者から提出された「平成18年分給与所得の源泉徴収票」(写)から、A社における平成18年の給与及び賞与に係る支払金額並びに社会保険料控除額の年間総額は確認できるものの、当該資料のみでは、請求期間の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。